

『国際政治会計学の提唱』

伊 藤 秀 俊

目 次

1. はじめに
2. 「包括利益報告」プロジェクトと「財務会計」の変化
3. 国際政治会計学の提唱
4. 日本経済の構造改革と国際政治会計学の一断面
5. おわりに

1. はじめに

今、国際的な企業会計基準の統一化の動きのなかで、企業にとってみれば極めて重要な意味をもつと思われる「包括利益」制度の国際的基準化の論議が最大の山場を迎えようとしている⁽¹⁾。

本稿では、先ずこの問題について取り上げることから出発し、すでに当該問題をめぐる国際会計基準審議会 (IASB) 内部の議論では、本来、「財務会計」の領域であるはずのものが「(財務) 情報会計」へとシフトするような考えかた、すなわちイギリス型ともいえる基準案が強まっていることについて議論を深める。そして、こうした「(財務) 情報会計」へシフトする場合、そもそもその会計情報を提供する「公共の利益」のための会計とは何なのかについて取り上げ、それが結局は国際会計基準の策定の場にあつては、国際的な会計の政治化という現象を生み出すことを明らかにする。

このような問題意識から、ひとつの会計学の専門的な研究領域として「国際政治会计学」という領域を、新たに提唱するとともにその内容を4つに区分して説明していく。さらに、この「国際政治会计学」という研究領域の視点から、

現在我が国で進められている経済構造改革のうち、とりわけ対日投資促進のための行動計画を取り上げ、その経済政策がどのような経済社会を形成することになり、そしてその形成に際して国際会計基準が果たす機能とは何かを分析していく。最後に、そうした現在の日本政府の押し進める市場原理主義政策が、アメリカのアーミテージ・レポートの内容に即したものであることを明らかにしている。

2. IASB の「包括利益報告」プロジェクトと「財務会計」の変化

周知のように、現在の国際会計基準設定機関である IASB、そしてその前身である IASC は、ともにその成立当初から今日まで一貫して英米を中心とするアングロ・アメリカン型会計を特色として発展してきたが、その総括ともいえる「包括利益」制度と全面時価会計の導入に向けて、一気に英米主導の国際会計基準化政策が表面に噴き出してきたという感がする。「包括利益」制度化賛成論のオピニオンも聞こえてきそうであるが、我が国では、どちらかというと反対論すなわちこれまでの企業会計の歴史においてその業績指標、経営成績指標として重要な役

2 第5巻 第1号

割を果たしてきている「純利益」に基づいた計算構造を堅持したいと考える意見が多い。

なぜなら、イギリスの会計基準審議会(ASB)とIASBとの共同作業で進められているいわゆるIASBの「包括利益報告」プロジェクト(2003年6月、それまでの業績報告(Performance Reporting)プロジェクトから包括利益報告(Reporting Comprehensive income)プロジェクトに名称が変更されている。)における「包括利益」の内容は、現行のアメリカで行われているようなあくまでも「純利益」をベースとしたうえでの「包括利益」とはその基本的なコンセプトが全く異なるものであるからである。IASBが検討している「包括利益」は、資産負債アプローチを徹底し、原則としてすべての資産と負債を対象とした時価評価ないし公正価値評価を行い、その結果そこから生じるすべての評価損益、すなわち未実現損益を「包括利益」に含めて計上しようとするものであり、「純利益」の姿を完全に消してしまおうとするものである⁽²⁾。

アメリカの現行の「包括利益」制度とIASBが進めるその制度の基本的な相違点について簡潔に言えば、前者のアメリカの現行制度(1997年に導入)⁽³⁾というのは、伝統的な業績指標としての「純利益」をベースとしながら、1981年に公表されたFAS 52号における「在外子会社の財務諸表の換算時に生じる換算調整勘定」、1985年に公表されたFAS 87号における「追加最小負債の未認識過去勤務原価に対する超過額」、そして1993年に公表されたFAS 115号における「売却可能有価証券についての未実現保有損益」という3つの未実現評価損益を漸次拡大して「その他の包括利益」として会計上認識し、計算書に明示することが制度化されたものである⁽⁴⁾。したがって、その基本コンセプトはあくまでも「純利益」をベースにしたうえでそこに収まらないその他の未実現の評価損益を、別

途「その他の包括利益」(包括利益計算書又は持分変動計算書)に計上し、それらが実現したときに「純利益」に振り替えるというリサイクル方式であり、まさに純利益中心の考え方なのである。

これに対して、後者のIASBの「包括利益報告」プロジェクトにおいて検討されている「包括利益」のスキームは、上述のアメリカの「純利益」スキームとはつぎのような3つの基本的な点で異なっている。すなわち、①純利益の廃止、②評価損益対象の拡大、③リサイクリングの禁止である。IASBは、企業業績を表す指標として包括利益を位置付け、純利益のスキームを廃止しようとしていること、またIASBは未実現保有損益を評価する対象を、金融商品や為替差損益に限定せず、土地や建物、工場などの事業性資産、さらにR&D費用などの繰延資産まで拡大しようとしていること、そしてIASBはこれまでのような純利益を廃止することで加算する対象項目が無いことから、リサイクリングを禁じていることが挙げられる⁽⁵⁾。

このように、IASBの「包括利益報告」プロジェクトの考えでは、純利益を廃止したうえで原則として事業性資産を含めたすべての資産を対象として每期時価評価し、その評価差額は未実現損益として包括利益に計上されるから、我が国で2005年度より適用される予定の事業性資産の減損会計のように限定した評価をするものではない⁽⁶⁾。

こうしたイギリス主導のIASB「包括利益報告」プロジェクトが及ぼす一般企業への影響は計り知れないものがあるが、とりわけ重要な問題点と思われるのは、第一に、当期純利益のように会計期間の企業の経営成績、業績を明示するという企業会計上の経営成績表示に関する最大の機能が包括利益ではまったく薄れてしまうということが挙げられる。つまり、複数の会計期間にまたがって実現するかどうかかわからない

ような不透明な評価損益すべてを、当該会計期間の利益（包括利益）として計上することは、当該会計期間の企業の経営成績（この場合、主として実現主義に基づいた収益があくまでも期間成績の基礎と考える。）の表示の意義を全く薄めてしまうことになる。そして、我が国のような確定決算主義を採用する国、そして商法上の配当可能利益の算定計算を目的としなければならないような国にあっても、国際会計基準適用対象の企業に対してはいわゆる伝統的な「財務会計」の枠組みを根本から変えて、いわば「財務情報会計」ともいえるような「情報会計」ベースの計算書の作成への移行を余儀なくされることになる。結局、こうした「情報会計」のもとでの会計計算では、投資家をはじめとするステイクホルダーの意思決定に有用な会計情報を提供する目的に特化することのみが最優先され、これまでの歴史的所産ともいえる税法や商法上の会計的利益、すなわち純利益概念に基づく会計としての「財務会計」との整合的な制度的枠組みが崩れることを意味するのである。

また、第二には、さらに重要なことであるが、時価評価の対象をすべての資産・負債に拡張することにより、市場性の無い事業性固定資産の評価や、市場が存在する場合でも種々の評価方法の中からどの方法を選択するかで全く異なる評価額となってしまうたり、将来収益や将来キャッシュフローの予測・予見の次元の資産評価によりこれまで以上にそこに恣意性あるいは恣意的判断が介入することが懸念される。

「（財務）情報会計」の行き着く所が、今問題となっているような「包括利益報告」プロジェクトの内容であるとすれば、それは、個別企業単位やグループ企業単位の期間損益計算の適正化と、投資家をはじめとするステイクホルダーの意思決定に有用な会計情報の提供という両者の目的（いわば「伝統的な財務会計目的」）を果たすための財務会計からは全くかけ離れた存在

であるといわねばならない。まさに「財務会計」の目的領域の中から財務情報の提供目的に力点を置き過ぎた結果としてもたらされたのが、この「（財務）情報会計」の領域であるともいえ、すでに「（財務）情報会計」の領域は「伝統的な財務会計目的」から離れてどんどん一人歩きを始めている状況にある。

もとより、こうした（財務）情報会計に基づく会計情報の作成義務を負わされるのは、国際的な資本市場から資金調達するグローバル企業であると割り切れば、大多数の中小企業にとってはさほど重要な問題ではないと考える向きもあるかもしれない。しかし、現代の経済のグローバル化の将来的動向は決してそのように甘いものではないように思われる。例えば、欧米、日本をはじめとする買収ファンドや買収目的の投資会社は、まさに中規模、大規模企業の区別なく買収のための商品として買収候補企業リストを作成し、実際の買収行動を行っている。まさにそのような投資機関にとっては、企業の投資価値を見極める上での時価評価ベースの貸借対照表と「包括利益」表示の包括利益計算書などの財務諸表は、その意味での有用な意思決定情報なのである。将来的に、投下した金融資本からどれだけの投資収入が得られるのかという金融資本本位のディスクロージャーの貫徹した原則こそが、今日の国際会計基準をグローバル金融資本市場のインフラとして構築させている最大の本質的な要因であることを考えると、国際資本市場から資金を調達する企業を対象とするという前提もいつ崩れるかわからないといえる。

こうした状況を直視した場合に、先ず素朴な疑問として沸き上がることは、IASBやIASCがその活動目的でいうところの「公共の利益のために」⁽⁷⁾ 会計基準を設定するとは一体どのような意味をもつのかということである。

現在のIASBではその活動目的が次のよう

4 第5巻 第1号

にのべられている。「IASBは、公共の利益のために唯一、一組みの高度な質をもち、グローバルな会計基準を発展させることがコミットされている。そして、その会計基準では、財務諸表の一般目的として透明で比較可能な情報が要求される。」⁽⁸⁾

このIASBの目的に関する文脈では、明示的に「公共の利益」についての説明はないものの、グローバルな会計基準を発展させる責務を負っており、その国際会計基準で要求されることが、財務諸表の透明性と比較可能性をもつ情報としての役割であることがのべられている。このことは、財務諸表の利用者の立場に立った会計情報を国際会計基準に基づいて提供することが含意されているといつてよい。したがって、このように理解してくると、財務諸表の利用者のための国際会計基準の発展こそが公共の利益になると考えられているといえよう。

では、現実的に、国際会計基準に基づいて作成された財務諸表の利用者とは誰なのであろうか。それは、主として（国際的な）投資家および潜在的投資家であると答えるのが妥当であろう。

逆説的な言いかたをするならば、企業自身や債権者、労働者、政府、消費者等そのいずれかに公共の利益が該当するとしても、実際にIASBが作成している国際会計基準と、それに基づく会計ディスクロージャーあるいは会計情報提供の対象となるのは、やはり実質上（国際）投資家が主体であるといえるからである。もちろん、IASBは、「公共の利益」とは投資家だけではなく会計情報を利用するすべての利用者のためであることを強調するかもしれないが、現実問題として現在の国際会計基準が果たしている機能あるいは果たそうとしている機能は、間違いなく国際的な投資家の投資意思決定情報として最大の利益をもたらすのであり、彼らのためのいわゆる「公共利益」提供目的であること

は否定できないであろう。

そもそもIASBがその国際会計基準を発効し、拘束力をもつことになったのは、周知のように証券監督者国際機構（IOSCO）が定めたコアスタンダードを取り入れることによりその承認を得るという手続を経たからなのであり、こうした事実関係からもIOSCOの目的に即したうえでのIASBの目的があるともいえる。つまり、両者は一体となってひとつの国際会計基準機構を作り上げているのである。そのようにみると、ではIOSCOとはどのような基本的な目的をもった機関かといえば、それはまさしく国際的な資本市場の発展のために、各国証券監督者を組織化してその各国の協力のもとに効率的な市場を形成し、実効力のある規制を確保すること、そして国際的な証券取引に関する基準とその監視を確立することなどが活動目標とされているのである⁽⁹⁾。

このように、国際資本市場のさらなるグローバル化のためには、それをインフラとして支える国際会計基準の存在とその発展は、国際資本市場での投資効率を改善し、資本市場への参加者を拡大する意味でも必要不可欠なのである。まさにこうした意義のために、IASBとIOSCOとが協調し、一体となって活動する共通の利害があるわけであり、国際投資家のための国際的に統一した会計基準作りを行う必然性がある。したがって、IASB（IASC）がいうその活動目的としての「公共の利益」とは、どのようにみても実質的には「（国際）投資家および潜在的投資家」のための利益であると思われなければならないのである。

ここに、「投資家の利益」＝「公共の利益＝公益」とみなす考えかたと、その他のステイクホルダーとを含めた意味での公益、あるいは国全体の社会構成員という意味での公益とする考えかたとの間あるいは差異に違和感を感じざるをえないのであり、そして素朴な疑問が沸き起こ

る理由がある。この疑問は、会計の政治化現象に重要な意味をもつ。すなわち、公益と私益（しかも様々な利害を追求する私益がある）という対立的な概念、そして様々な私益あるいは公益という名目の私益を求める利害者集団間の対立という社会の現実が会計現象となって現れるからであり、また国際会計基準のように国際的な場でいかなる会計基準を採用するかという問題は、国家（公益）間の対立（それは結果として、国際的な視点からすれば一国家の公益という名目の私益と他の国家の公益という名目の私益の対立、あるいは複数の利害を共有する国家グループという私益グループと他の国家ないしグループとの間の対立ともみることができる。）という国際社会の現実が会計現象となって現れるからである。

こうした国家間あるいは国家グループとの間の利害対立が生ずる理由の一つとして重要な視点を挙げれば、それは各国間の社会経済構造の相違があげられる。（もちろん、他にも既存のこれまでに作成された各国会計基準の歴史的所産としての相違なども、その理由として挙げられる。）

すなわち、例えばそれは、次のような全く相反する両極端の社会経済構造の事例を想定すると理解しやすいであろう。

(A)という金融資本先進国のような場合、この場合には証券市場を中心とした金融資本市場（とりわけ直接金融方式の金融市場）が十分に発達していて、国民も個人投資家として株式等の有価証券や投資ファンド、投信などにかなりの割合において市場参加し、また企業も直接金融による資金調達を資本市場から大半が行うなど、証券市場を中心とした直接金融方式の資本市場が社会経済構造的にみて重要なウェイトに置かれた国の場合である。このような国にあっては、投資家のための利益をもって、ある程度の「公共の利益」に置き換えられるかもしれない

い。しかし、この(A)とは全く異なる社会経済構造の場合ではどうであろうか。

(B)という金融資本後進国のような場合あるいは発展途上の国の場合、この場合にはそもそも証券市場などの資本市場（とりわけ直接金融方式の金融市場）が未発達であったり、不十分な状況であったりする。国民の大半がその所有する資金を貯蓄にまわし、証券市場などの金融資本市場に個人投資家として市場参加する割合が相対的にみて少ない。また、企業も間接金融方式による資金調達を中心とし、直接金融方式の資金調達は相対的にみてそのウェイトが低い国の場合である。こうした社会経済構造に特徴を見いだせる国の場合には、投資家のための利益をもって、「公共の利益」とすることには無理があるといわねばならない。それは公共性という点で、あまりにも直接金融方式の資本市場が社会経済構造的にみて十分に発達しておらず、その意味で投資家の社会経済上の公共性が低いからである。

このような(A)と(B)という相異なるケースによって、「公共の利益」に関する捉えかたは自ずと違ってくるといえる。

現在の日本の状況は、はたして(A)と(B)のいずれの状況にあるといえるのであろうか。確かに、日本は、橋本内閣のもとでの金融ビッグバン構想の政策以降、資本市場は間接金融方式から直接金融方式へと政策的に転換する方向を示してきている。小泉内閣のもとではさらに加速度的にそうした経済政策を取ってきている。しかし、そのような(B)から(A)への変化ないし移行はみられるとはいえ、まだまだ(A)に属するイギリスやアメリカとの間にはかなりの社会経済構造上の開きがあり、日本が(A)のような状況にある国であるとはいえない。むしろ、国民にしる企業にしる、まだまだ(B)の状況に依存しているのが実態である。

このように、極端であるかもしれないが、(B)

6 第5巻 第1号

に属する状況にある国の場合には、投資家の存在が絶対多数ではなく、その意味で公共性がどの程度あるのかが問われるのである。

IASB や IOSCO は、このように金融資本市場の発展段階に世界各国に相違があることを前提に、金融資本先進国の立場から金融資本後進国を育成しさらなる金融資本のグローバル化を図り、発展することを目標としている。そして、そのためには、英米のような金融資本先進国の立場から金融資本市場の発展と投資家への会計情報提供が、「公共の利益」になると考えている。したがって、それはあくまでも先ず金融資本先進国によるグローバル金融資本市場の形成を目指す狙いがあるのであり、後発の国の金融資本との競争上の優位性があるからこそ組織化して推進する意義がある。「公共の利益」という言葉は、そうした後発の国々の金融資本市場を金融資本先進国に市場開放し、結果として先進国の金融資本が市場活動を容易にする機会を与えることが本質であることを見えにくくする意義があり、むしろすべての国々の投資家が国際資本市場に市場参加できることのみが強調され、大義名分として使用されているように思われるのである。

いずれにしても、英米のような上述の(A)に属する国々における「公共の利益」のもつ意味と、そうではない(B)に属する国々の「公共の利益」のもつ意味では大きな相違があるといえ、そうした各国の国内次元の公益が異なることで、国際次元での利害対立という現象が生ずる根本的原因の主因があると思われるのである。

3. 国際政治会計学の提唱と研究対象領域

今日の国際会計基準作りというのは、繰り返しのべるようにアングロ・アメリカン型の会計基準であることにその特色がある。英米それぞれの国ですでに採用されているものや、採用を

検討しているものと類似した内容の基準が、グローバル化され、あるいはされようとしてきている。このことは、別な言いかたをすれば、国際資本市場に共通する統一的な国際会計基準の設定という名目のもとで、これまでのような国益や国内産業の視点に立った各国独自の会計基準設定活動が、大きく英米諸国の影響を受けたものに転換することを意味する。このような意味においては、単に「財務会計」から「(財務)情報会計」への移行という会計現象の上での会計領域上の変化として捉えるだけでなく、こうした会計現象の内容を歴史的にそして現実の政治的かつ政策的な国際会計基準の設定プロセスを研究対象とする視点に立って、より本質的に考察していくことが問われることになる。

筆者は、上述のような今日のIASBとIOSCOとの両者一体となった国際会計機構の構築の現状、さらには種々の個別の会計基準をめぐる各国の利害対立の状況等を、歴史的にそして社会経済構造の変化やその変化に影響を及ぼす経済政策の分析という視点に立ってより本質的に考察することを目的とした「国際政治会計学 (International Political Accounting)」と称する新たな研究対象領域を提案したいと考えている。

もう少し詳細にこの「国際政治会計学」の概念領域を整理しておくと、その内容は、時系列的にみて便宜上大きく分けてつぎのような四つに区分することができる。もっとも、これらの便宜的な区分は、以下の説明の中で触れるように、会計現象の対象が「過去」のものか、「現在」のものか、そして「未来」のものかという時系列的区分を設定することに基本をおいている。しかし、本来、いつの会計現象を分析するにしてもその視点というのは、過去の歴史的分析に基づいた結果に基づきながらその積み重ねによって現在、そして未来へと継承されていくことから、それら三つの時系列的区分の領域に貫

徹する分析総合としての体系的領域の研究領域も、四つ目の領域として存在すると思われる。すなわち、「第一の国際的な過去の会計現象」、「第二の国際的な現在の会計現象」、「第三の国際的な未来に生じる可能性のある会計現象」、そして「それら第一から第三のすべての会計現象に関する分析総合としての体系的研究」という四つの区分である。

第四の区分は、第一から第三までの総合研究であるので、現時点ではその部分を省いて説明していくことにする。

第一は、「国際的なこれまでの過去の会計現象について、その背景にあった政治的かつ政策的側面を、歴史的にそして同時に国際的な社会経済構造の実態の変化にも視点を置きながら考察し、解明する領域である。」例えば、IASBやIASCがどのような歴史的意義をもって成立し、今日まで発展してきたのか、その過程の政治的、政策的背景と実践行動の分析や、IOSCOがグローバルな目的に改組し、今日まで国際会計基準設定に果たしてきた政治的、政策的背景とその実践行動の分析、またそこにおいてSECが果たしてきた役割などを、歴史的にそして社会経済的な構造の変化という視点に基づいて考察し、解明していくことが例として挙げられる。

上述の1)の1981年に公表された外貨換算会計基準が最も最初にアメリカで取り上げられた「その他の包括利益」であることは、まさに特徴的にこの会計史的分析の視点にかみ合う現象であるといえよう。すなわち、1971年8月15日のニクソン・ショック(ドル・ショック)政策に大きな影響を与えたとされる当時のニクソン大統領が設置した国際貿易投資政策委員会(The Commission on International Trade and Investment Policy)によるレポート、『相互依存世界における米国の国際経済政策(United States International Economic Policy in an Interdependent World)』(1971年7

月)と、このニクソン・ショックの新経済政策について説明したニクソン政権時の財務長官ジョージ・シュルツ及びケネス・ダムの共著『新聞の見出しを超えた経済政策(Economic Policy Beyond the Headlines)』とに基づいて新通貨政策の意義を歴史的に捉えようと、すでにニクソン・ショックと称される金とドルの交換停止宣言が発表された時点において、「変動為替相場制度」への移行という当時のアメリカがおかれていた閉塞的な経済的状况を打開するための経済戦略があったことがわかる⁽¹⁰⁾。こうした社会経済的構造の変化に対応した経済政策ないし経済戦略の結果が会計上の新たな変革、すなわち外貨換算会計基準の策定や、会計基準の国際的統一化への動きへと加速させた重要な歴史的かつ経済的要因のひとつであることが推察されるのである。(なお、この問題の詳細な史的考察は、別稿で取り上げたい。)

第二は、「国際的な現在の会計現象について、その背景にある政治的かつ政策的側面の現実ないし現状を、国際的な社会経済構造の実態に視点を置きながら考察し、解明する領域である。」この第二の領域は、上述の第一の歴史的考察とは切り離すことができないかもしれないが、あえていえば国際的な会計現象の現実ないしは現状を考察対象の中心に据えるものであり、したがって歴史部分や次の第三でのべる将来的提案の考察にまたがることも当然考察の性質上ありうることである。例えば、既述のような現在IASBが検討している「包括利益報告」プロジェクトをめぐって、イギリスのASBとIASBは、どのような国際会計基準化のための政治的、政策的な会計戦略を立てているのか。そして、アメリカFASBとそれらの機関との間における互いの見解のすり合わせのプロセスではどのような主張がなされ、またそこではSECやIOSCOなどがどのような関与を行っているのか等といった分析が必要である。また、他のド

8 第5巻 第1号

イツやフランス、日本等の国々の会計基準設定機関やEUに対してはIASBがどのように対応し、そしてどこに決着点を見いだそうとしているのかといった考察が我が国の立場に立つと必要である。さらにいえば、逆の立場すなわち日本やフランス、ドイツといった国々の立場から、それぞれの国あるいはEUとしてIASBの動きに対してどのような戦略で対応しようとしているのか、そこに連携・協力する可能性はあるのかといった考察も重要となろう。こうした現在進行している会計問題（会計現象）について、現在の国際的な社会経済的構造の実態（例えば、イギリスは世界で最も金融資本に依存した経済構造を現状としているという実態）に基づいた視点から、その政治的、政策的な側面を対象に考察し、解明していくのである。

ただし、この領域の現状分析は資料収集において限界があり、どうしても議論の現場やその舞台裏に立たないと直接的な分析資料は収集できないという難点がある領域である。

そしてさらに、この第二領域では、つぎの第三の領域につながるような現状分析も行うことが必要であろうと思う。それは、国際投資家のための国際会計基準作りを柱とする現在の国際会計機構とは別次元の目的をもつ会計、例えばソーシャル・アカウンティングという会計領域に属する各国の比較国際的な発展状況の現状分析であり、財務会計あるいは（財務）情報会計とは別次元ともいえるその他の会計関連の研究や制度に向けた動きも研究対象とするのである。（そして、もちろんこのような財務会計以外の目的をもつ会計の過去の歴史的領域については、「国際政治会计学」の上述の「第一の領域」の研究対象として含まれることになる。）こうした領域の歴史的そして現状の分析が、将来における第2の国際会計機構の構築や、第2の国際会計基準作りの状況につながる可能性がある場合には、社会経済構造の変化に基づいた視点か

ら事前に考察しておくという意義があろう。たとえそれが、将来において結果的に、国際的な会計制度として実現しなかったとしても、その場合にはなぜ制度化されなかったのかという歴史的な視点からの研究をすることが「国際政治会计学」の第一の領域の研究対象になると思われるのである。

私見では、これまで日本はそうした先見的な視点に立った会計（制度）研究に遅れてきたきらいがあり、むしろ逆に将来の健全な国際社会の発展に貢献するような会計領域の研究と、その成果に基づく国際会計機関構築への積極的な役割を担うような会計戦略を主導的に行うことが期待されるのである。この意味においても、会計関連領域のさまざまな比較国際会計の現状分析は欠かせないと考えている。

第三は、「上述の第一と第二の領域を考察し、解明した一定の成果あるいはその途中経過の分析をもとにして、国際的な会計現象につながる将来的な展望や提案を、国際的な社会経済構造の実態の変化に視点を置きながら、政治的、政策的に考察する領域であり、場合によっては日本が中心となってその研究成果をもとに海外に向けて政策的に発信する領域である。」この第三の「国際政治会计学」の領域こそが、日本が主体的に国際的な次元においてその会計責任を果たしていくために必要不可欠な会計研究を行うことができる可能性のある領域であり、その研究成果を政策的に、さらには組織化したり、他の国々の関係機関と協力・連携したりする方策を講じながら、さまざまなかたちで国内および海外に向けた会計責任を果たす行動、そしてその実現のための施策と行動の具体化を目標とする領域である。例えば、上述のようなIASBが導入を検討している「包括利益報告」プロジェクトに対して、まずは各国の反応を含めた現在の状況を正確にそして客観的に分析する。また、かかるプロジェクトが国際会計基準として発効

した場合の我が国経済や産業、企業に及ぼす影響についてもシミュレーション分析を行い、その結果に基づいてIASBに直接その見直しを求めることが必要になる。あるいはまた、同プロジェクトの反対国すべての連携・協力関係を築き、その頂点として我が国が主導するようなことも必要になるかもしれない。

このように、この第三の領域では、第一と第二の領域の研究成果に基づいた未来の国際的に予測される会計現象を、国際的な社会経済構造の実態の変化に視点を置きながら、考察していくことを領域とするのであるが、他の国の利害に基づく将来的なさらなる会計戦略が支配し、入り込む前に国際社会経済の健全な発展を展望して、日本が主導するような状況が期待される領域ともいえるのである。それはまた、ソーシャル・アカウンティングのような会計関連の領域においても、しかりである。

藤井（2004）の現状分析によれば、「IASBが策定する国際会計基準は、2005年以降、EUの会計基準として採用され、7,000社余りのEU域内証券取引所上場企業に適用される。一方、韓国やタイ、インドネシアを中心に東アジア各国では、98年の通貨危機以降、その根因として各国企業会計制度の未整備が指摘されるなか、国際会計基準の導入が急速に推進されている。加えて、アメリカの財務会計基準審議会（FASB）は、IASBの包括利益プロジェクトでは強硬姿勢をとっているものの、2002年10月、国際会計基準の統合に向けIASBと緊密に連絡を取り合っていくことで合意し、爾来、積極的な相互協力関係が展開されている」^{（11）}という状況であり、今後の展開は予断を許さないとされている。

また、国際社会の発展とともに、そして多国籍企業の発展とともにその企業の社会的責任（CSR）を現実のものとするための動向が注目されてきており、とりわけCSRと会計との関

連の取組みについては、今日のIASBのように将来において、例えば国際的なソーシャル・アカウンティング基準設定機関の成立の可能性も視野に入れた広範な分析やそれに基づく政策的な研究が早急に求められているというのが現状であろう。なぜなら、すでにイギリスにおいてはソーシャル・アカウンティングのための会計基準と監査基準を発行している専門的な機関、すなわちInstitute for Social and Ethical Accountability^{（12）}が1996年にロンドンで設立されて活動しており、我が国も主導性をもってこのような動きに遅れることなく対応し、組織立った研究を行う機関が必要になってきているといえよう。

以上のように、「国際政治会計学」の研究対象領域について考えているところをまとめてきたが、もちろんその領域の設定の仕方などに不十分な点があるであろうし、また大きな問題が含まれているかもしれない。そのような点については是非賢者諸氏の意見を求め、より精緻化した概念領域の設定に導きたいと思う。

ところで、そもそも国内的な政治会計学の問題は、1960年代から70年代にかけてアメリカにおいて盛んに議論噴出したことは周知のとおりである。例えば、「石油・ガス会計基準」をめぐるFASBとSECの論争にエネルギー省や議会の政治的な力が働いたことはよく知られているが、この事実は「FASBの公益論」が「政府機関の公益論」に屈した事例であり、この場合には「FASBの掲げる公益は限定された範囲内の公益でしかなく、より優先すべき公益があると上位機関（SEC）が判断した、ということである。極言すれば、FASBの標榜する公益はこの場合、単なる私益にすぎなかったということになる。つまり、投資家保護（FASBの掲げる公益＝投資家の私益）がエネルギー政策や独占禁止政策（国民あるいは公衆の利益＝公益）と対立し、その調整をSECが図ったのであ

10 第5巻 第1号

る。』⁽¹³⁾

この事例は、会計基準と公共政策との関連で非常に重要な経済的影響を有していたものであるが、他にも1962年と1971年の二度にわたる投資税額控除の会計をめぐる事件や、1975年に発行されたFAS 8号の外貨換算会計基準が、多国籍企業による反対によって1981年のFAS 52号に取って代わられた事件などが挙げられる⁽¹⁴⁾。この他にもさまざまな会計基準の設定プロセスや会計現象において当該基準に関連する業界団体やそれを代弁する議員、そのためのロビイング活動等の事実を直視した研究領域を扱う意味でも政治会計学 (Political Accounting) という会計領域はこれまで存在してきたといえる。

例えば、最近のアメリカの事例では、ストックオプション (株式購入権) 会計基準をめぐる会計の政治化の現象が挙げられる。これは、エンロン事件、ワールドコム事件などを受けて、FASBが経営者による不正蓄財の温床となったストックオプションの会計処理について現行の会計基準ではオプション支給の費用を計上せずに済むのに対し、今後は何らかの方法で費用を計算し計上させようとする方針を打ち出したことにハイテク業界が強く反発したことに端を発している。同業界はワシントンの議員やFASB関係者に説得を繰り返し、当初の一律に費用計上を義務づける方針からオプション費用の計算方法を複数用意し、企業によって使い分けるという案に変化してきているといわれる。そして、その背景には、ハイテク産業がこれまでの会計論から産業政策論へその焦点を移した戦略が功を奏した、すなわち情報技術 (IT) 産業の雇用がインドや中国に流失している問題が米国の国内政治問題の争点となってきたことをとらえて、費用計上を義務づければ新興企業がオプションを使えなくなるのに対して、中国等是有利なオプションを武器に人材を獲得し、米

国の国際競争力が弱まることを訴える戦略に出たためである。こうして、SECの委員からもオプション会計基準は会計問題というより政治問題であるからFASBは企業の報酬制度の選択に介入すべきではないとの発言がでるなどハイテク業界の思惑に沿った流れになりつつあるが、最終的には政治問題化することが避けられないともいわれている⁽¹⁵⁾。また、こうした業界側の動きに対しては、機関投資家がストックオプションの費用計上要求を株主総会で提案し、圧力を強めており、例えばヒューレット・パカード (HP) の株主総会では従業員向けストックオプションの推定費用を決算に反映させるように求める大手年金基金の決議案が過半数の賛成で可決されるという事態も生じている⁽¹⁶⁾。今後の決着が注目されよう。

以上のような、いわば国内次元の政治会計学の会計現象はあくまでも国内の個別の会計問題を処理する基準作りをめぐって、業界や議会、FASB、SECなどの間で政治的な動きをみせるものであるのに対して、筆者が先にのべた国際政治会計学 (International Political Accounting) の研究対象領域は、いわば各国 (ないし各国グループ) の利害対立と国際会計基準化の過程での各国 (グループ) の会計戦略という分析視点が基本であるのでその点で明らかに異なることがわかる。つまり、既存のIASB (およびその前身のIASC) という国際会計基準設定機関は、国際的な資本市場で資金を調達しようとする多国籍企業を主として対象にしてその国際投資家を保護する目的で会計ディスクロージャーを促進し、グローバルスタンダードとしての国際会計基準に準拠した財務諸表を作成するよう求めている。この場合の個別に発行される国際会計基準の内容をめぐって、各国の意見対立が表面化し、それぞれの国の経済事情や産業界の事情の相違、あるいは会計基準の歴史的所産を反映して、自国の私益を優先する対立となり場

合によっては国の政治の場で議論されることになる。

したがって、このような国際的な経済的利害を有する国際会計基準の作成の場では、その組織運営における支配体制を構築することによって利害の主導権を握ろうとする判断が働くのである。現在の英米諸国を中心とするアングロ・アメリカン型会計を採用する国々の支配は、綿密なる国家戦略の積み重ねの結果獲得したものであり、日本がIASBの予算の1割強もの分担金（アメリカについて第2位）を拠出しながら発言力をもてないのは、これまで明確な戦略をもってこなかったことが大きな原因であるといわれている。国際会計基準作りの舞台裏は、まさに国際政治そのものなのである⁽¹⁷⁾。

4. 日本経済の構造改革と国際政治会計学の一断面

現在の日本政府は、アメリカの市場原理主義政策の圧力を受けて昨年の3月に対日投資促進のための行動計画として、外国企業が日本企業を買収しやすい環境の整備など5分野・66項目を盛り込んだ対日投資会議（議長・小泉純一郎首相）の報告書をまとめた。外国企業が日本企業の合併・買収（M&A）をしやすいとする仕組みの整備項目に関する報告書の内容を例に挙げれば、欧米のM&Aでは買収企業が新たに発行する株式と、買収される企業の株式を交換して子会社化する株式交換が主流なのに対し、日本の商法などでは国内企業同士でしか認めていない点を改めて外国企業にも株式交換を解禁することをその内容としている。かかる整備の趣旨は、日本の対内直接投資の残高が名目国内総生産（GDP）に対して1%程度にすぎず、20～30%に達する欧米に比べて格段に少ないこと、そして対日投資を日本再生の切り札にするため外資への根柢なき警戒感を払拭し、制度を改革して

誘致に努力することを求めた点にある⁽¹⁸⁾。

まさに日本政府自らが、積極的に外国資本による日本企業を買収政策を打ち出したのである。はたしてこの政府の政策は、後世に悔恨あるいは禍根を残す結果とならなければよいのであるが、現実の企業買収をめぐる動きは、1990年代の友好的買収の時代から現在では敵対的買収の時代に変化し、株式交換やTOB（株式公開買い付け）が活発化してきているといわれている。今や、日本企業もこうした敵対的買収の動きにさらされる経営環境になってきたのである⁽¹⁹⁾。

この敵対的買収という経済現象は、イギリスでは1970年代以降に早くも顕在化し、企業買収への対抗手段として資産に対する時価評価が採り入れられていった。すなわち、敵対的買収に対抗して事業を継続するために、不動産資産を再評価し、その未実現評価益を資本の部に計上して自己資本を増加させる会計処理が採用されてきたという。このような事情からイギリスでは、貸借対照表の時価評価が会計慣行として定着したといわれる。こうしてイギリスでは、アメリカとは異なり、金融商品、土地・建物の固定資産、海外企業への投資などの未実現評価損益と純利益（又は純損失）とを合算して総認識利得（又は損失）が算出され、総認識利得損失計算書において損益が確定したと考えてリサイクリングは行わない。つまり、IASBの「包括利益報告」プロジェクトと同じ考えかたとなっているわけである⁽²⁰⁾。

このように、イギリスは金融資本の先進国であり、また金融資本の発展に大きく依存する産業構造となっている点で日本とは異なるといえる。英米に比較して日本は、どちらかというともだまだ技術立国、工業立国としての産業構造に力点がおかれているのが現状であってイギリスやアメリカのような金融資本先進国とはいえない⁽²¹⁾。

12 第5巻 第1号

こうした経済構造、産業構造の相違が背景にあるからこそ、日本の産業界は期間利益としての純利益が業績指標として優れていると判断しているものであり、純利益を無くして包括利益に変更することには異議を唱えているわけである。イギリスやアメリカのような金融資本先進国の政策が、日本や欧州各国に現在急速に浸透しはじめているのは、結果としてグローバルな金融資本市場作りを目指す英米の国家戦略とその圧力に屈することにつながるものが危惧される。すなわち、英米の金融資本戦略に対抗し、日本や欧州各国も金融資本の国際競争に乗り遅れまいとする政策の転換が、今日のそれらの政府主導のもとで図られつつあるのが現状だからである。

上述の日本の対日投資行動計画はその最たるものであるが、英米の金融資本がもっている金融商品や金融技法のノウハウは、歴史的にみて我が国よりも数段優位な状況にあり、だからこそ日本の金融資本市場に参入する状況を生み出し、それによって莫大な投資収益の機会が得られると確信しているのであろう。こうした金融資本の目論見は、日本のこれまでの間接金融方式による企業の資金調達形態から、直接金融方式による企業の資金調達へと大きな転換を図り、国際資本市場の確たる形成を築くことにあられると思われる。このような英米の得意とする金融資本の分野での優位な状況を作り上げ、引いては資本主義全盛の国際的基盤を構築することが究極的なねらいなのではないかと推察されるのである。

その意味でも、どちらかという資本市場の育成・発展において欧米よりも遅れている日本の欧米型への転換は、日本政府がとりわけアメリカからの圧力を受けて行った経済構造の行動計画に現れているといえるのである。

確かに、外国資本の対日投資が増えれば、日本の経済はこれまでの停滞から脱出する可能性

があり、ひとつの選択肢ではあろう。だが、こうした買収による企業の商品化や株価の落ち込んだ企業の低価格での買収とその買収企業の転売価格での利鞘による儲けという手法が蔓延し、それが日常化する経済社会というのは果たして健全な社会形成といえるのであろうか。欧米では一般常識で通ずる手法かもしれないが、技術立国の方向を中核に据えた日本型経済構造を発展させていこうとする視点からすると、こうしたより安定した社会形成に向けた努力に対して、むしろ投機的な金融資本優先の社会へと転換させてしまうのではないかという疑念が生ずる。

国際会計基準およびそれを作成する国際会計機構は、こうした金融資本のグローバルな活動のために必要不可欠なインフラであり、金融資本がグローバルに発展していくという目的を遂行するための手段としての側面をもっている。この意義を理解するならば、何故にイギリスやアメリカのような金融資本先進国が中心となり、国際会計基準作りをアングロ・アメリカン型会計基準にしようとしているのかというその動向の本質を捉えることができよう。

日本政府が今行っている経済構造改革のひとつである対日投資政策は、国際的な金融資本の呼び水となり経済発展に寄与することが期待されているが、逆にこうした金融資本先進国の日本市場への資本参入によって日本企業の姿が外国資本の企業に変わっていくことについてはどのように考えているのであろうか。それは、市場の原理に基づくものであり、日本経済の発展につながるものであると考えているというのが答えであろう。まさに現在の日本政府の行っている経済政策は、市場原理主義を採り入れた政策なのであり、その意味では国際会計基準についてもその機能を果たすことが期待されているというのが本当のところである、としないと矛盾するといわねばならない。

ただし、国際会計基準を受け入れることは、市場原理主義を推進していくうえで必要であることを肯定したとして、現在の日本基準が国際会計基準にかなり近い水準まで達しているにもかかわらず、英米の基準に比較するとまだ開きがあるのは、繰り返すことになるが日本の社会経済構造と英米のそれとの相違がそのまま反映しているのである。したがって、本来ならば社会経済構造の相違が埋められてはじめて本当の意味で会計基準の国際的統一化を議論すべきところを、互いの経済構造の溝を残したままで金融資本先進国主導の会計基準の国際的統一化を強行しようとするから、これが国際的な会計の政治化の問題となって表面化するのである。

日本の経団連が、「包括利益報告」プロジェクトの国際会計基準化に反対するのは、日本の経済構造の実態を反映し、一期間の企業業績を示す指標として優れているのは「純利益」であるからであり、決して「包括利益」ではないからである。「包括利益」を表示するとしても、あくまでそれは現行のアメリカ型のような「純利益」をベースにしたリサイクル調整の「包括利益」でなければ妥協はできないというのが本音であろう。

この問題については、我が国の企業会計基準委員会も経団連と同様の立場であるが、日本の金融庁は日本の産業の側に立った会計基準の考えかたと IOSCO に加盟する立場、すなわち国際的な金融資本市場を発展させる立場との狭間で果たしてどれだけ本当に日本の国益、日本の産業のために力を尽くしてくれるのかが注目される。

ところで、ここで基本的な問題に立ち返って考察をしてみることにしよう。本来、「対日投資」の最大の目的であり、利益といえるものは何なのだろうか。それは、現在の日本の産業空洞化を補完してくれるような外国資本による企業や工場、雇用を増やしてくれることであり、ま

た地方経済の産業の活性化をもたらしてくれることでなければならないはずである⁽²²⁾。ところが、外資による日本企業の買収を柱とするような対日投資政策では既存の我が国企業が外国資本の企業に取って代わられるだけで、企業の増加や雇用の増加、まして地方経済の活性化に直接つながるようなものではない。

むしろ日本の経営者にとっては、敵対的買収のリスク問題に神経をすり減らし、本業の経営活動に悪影響をもたらすことの方が懸念されるのではないか。日本経済の構造改革は、このように対日投資による日本経済の成長と活性化という本来の大義名分とは離れた方向で、むしろ技術力のある日本企業が外国の資本によって狙いうちをされ、企業は買収のための商品とみなされるような金融資本主義が横行するのを促進するための構造改革であり、将来的な日本社会の総合的な、調和のとれた発展という展望に欠ける改革とはいえないであろうか。このままの社会で推移したとして、巨額の富を得るのは一体誰なのか。

実は、小泉構造改革の旗印のもとで行われている、アメリカ型市場原理主義に基づく対日投資行動計画としての、外資呼び込みによる日本企業の買収促進、M&A 型投資社会の形成という経済政策や、外交政策、その他の諸政策は、2000 年 10 月に発表されたアーミテージ・レポート⁽²³⁾ の内容に沿ったものであることがわかる。そして、そのレポートには、国際的に認められた会計基準に関する日本を含むアメリカのパートナー諸国との交渉を、とりわけ金融機関の活動のために求めることが必要であるとのべられている点に注目しなければならない。

このアーミテージ・レポートとは、アメリカと日本のパートナーシップに関心をもつアメリカの超党派研究グループ全員（16 人の各分野の専門家で構成）が合意した見解をレポートとしたものであり、そのメンバーの頂点には現在の

14 第5巻 第1号

ブッシュ政権下でも親日派といわれる Richard Armitage が立っている。かかるレポートは、主として安全保障、情報技術、経済的な関係、外交といった分野を対象としており、あくまでもこのレポートのなかの意見、結論、勧告は、この研究グループの執筆者のものであり、政府機関などの公式のものではないということが冒頭部分でのべられている⁽²⁴⁾。しかし、このようなレポートが公表されること自体、それはアメリカのブッシュ新政権が発足する直前の対日政策を日本に伝えるメッセージの役割を果たしているように思える。

このレポート全体を読んでもと、上述の各分野における対日政策がそれぞれ別個の分野でありながら、非常に全分野が統一した視点で、全一と化した枠組みの政策的見解であるように見受けられる。

すなわち、このレポートの中心部分を構成している視点というのは、日本とアメリカの日米（軍事）同盟戦略のさらなる強化（日本の集団的自衛禁止の撤廃と自衛隊の平和維持活動、人道支援活動任務の責任遂行）、アジア各所・各地域に存在する軍事危機対応の体制協力と情報技術・情報収集分野での協力といった、いわば軍事的な防衛協力を前提にし、そのうえで日米間の経済協調体制の構築をうたった内容となっている。そして、その経済協調体制の中身はといえば事実上の対日要求を掲げたものとなっていることが特徴である。

ここで、その「経済的な関係」に関する対日要求の項目としては、五項目が挙げられているが、その中につぎのような会計に関する一項目がある。すなわち、「会計、事業運営、そして規則の策定においてより透明性がなければならない。』⁽²⁵⁾ という項目であり、会計ディスクロージャーの拡張を求めていることがわかる。そしてさらに、こうした対日要求項目を前提に、アメリカは自らが達成すべき課題としてやはり五

項目を掲げ、そのうちの一項目の中で「（アメリカとパートナーの諸国に対して）国際的に認められた会計基準に関する交渉を、とりわけ金融機関のために追求しなければならない。』⁽²⁶⁾ と明示している。つまり、アメリカからみて日本の会計基準は投資家の観点に立ったディスクロージャーがまだ不十分であること、そしてそのためには国際会計基準を受け入れたものにするよう日本を含むパートナー諸国と交渉していくことが、とりわけ金融資本の活動のために必要であると、対日経済関係のレポートの中で明記している。

このレポートの経済関係のその他の骨子はいえ、日本経済の構造改革の推進と外国資本の対日投資の増大、さまざまな貿易障壁の撤廃と資本市場の開放、日本の自由貿易協定(FTA)の推進・拡大などであり、いずれもが現在の小泉政権が推進している基本的な経済政策と符号するのである。そして、日米両国の経済協調政策は、着実に我が国の社会経済構造に変化をもたらしてきており、グローバルな金融資本による日本企業の買収行動とそれに伴う企業再編などの動きが活発化している。すでに国内外の投資会社が日本企業の買収に振り向けるファンド（投資基金）が2003年にも1兆円を超える⁽²⁷⁾状況になっているといわれるのである。

こうした金融資本のグローバル的活動を支援する国際会計基準策定の動向は、本稿の冒頭部分でのべたように、いよいよ最終章へと向かう様相を呈してきている。日本は、これまでの数年間の間に、国際会計基準にかなり近い水準にまで会計基準の改正を立て続けに行ってきた。しかし、「包括利益報告」プロジェクトと全面的時価会計の問題は、我が国の社会経済構造の実態からみて、あまりにも金融資本優位のイギリスを頂点とする考えかたに即したものの、あるいは世界各国の国際的に活動する金融資本の立場を重視したものであり、日本の現在の会計基準

のスタンスからはかけ離れた内容を含んでいる。この点で、日本は、いたずらに孤立するのではなく、その独自の会計基準の立場について利害を共有する国々と連携・協力する方策を模索していくことが必要になっているといえよう。

5. おわりに

以上の考察から、本稿で何を問題とし、何を考察したかがある程度明らかにされたと思う。

会計学に固有の、企業会計上の個別の技術的な問題、とりわけ認識と測定上の原理的なテーマをミクロ的な会計学というならば、筆者が本稿で提唱し、一定の分析を加えたテーマはいわばマクロ的な会計学ということができるかもしれない。しかも、そのマクロ的な視点には国際的な会計の問題のみならず、経済政策や政治的要素も多分に含まれる内容になっている。

日本国内の会計基準のみを前提に、その策定に頭を悩ましていた時代は過去のものとなり、今や国際会計基準という各国の利害調整の結果として生まれる産物を相手に、会計研究者も苦悩しなければならない時代にすでに突入してしまっていたことを再認識する必要がある。

すでに遅きに失したかもしれないが、今後日本独自の会計的利害を強く主張していくためにも、例えば上述のようなミクロの会計学の研究を、日本の経済構造の実態を前提にし、各国との利害調整の場に有用な研究成果として提示していくことが重要な課題となる。我が国の企業会計基準委員会だけにその任務を任せるのではなく、広く会計研究者の個別問題における研究成果や政策提言を一箇所の機関に集約するような戦略的機関を設けることも一案であろう。

それはまた、既存の国際会計基準のみを視野におくのではなく、将来のより健全な社会の発展した姿を見据えてさらに進化した会計関連の

事象や会計関連の制度を研究したり、そしてまたその成果を国際社会に日本から進んで発信し、むしろ主導していくという、いわば会計の国際競争力を視野に入れた基礎的研究も必要になっているといえる。これは、先見的な「国際政治会計学」の領域といえるかもしれない。

いずれにしても、これまで上でのべてきたような私見というのは、今日の国際会計基準をめぐる政治化の現象から学びとったものであるが、会計学が本当の意味で社会科学の一領域であるならば、こうした研究は本来、投資家や投機家のためだけにあるのではなく、また国益のためだけにあるのでもない。むしろ、広く人間社会の発展のためにあるのであって、その何ものでもないはずである。「国際政治会計学」が、このような社会科学の学問としての基本的な視点を考えさせられるテーマであることだけは疑いの余地がないと思う。

注

- (1) この「包括利益報告」プロジェクトについては、日本は本業の期間利益がわかりにくくするとして反対を表明しており、IASB 内では一時、廃案も検討されていたが、ここにきて IASB と英米の会計基準設定機関が水面下で議論の進め方案を作り、3月17日の定例理事会に提出することが判明し、急転回の様相を示しているようである。（日本経済新聞、2004年3月13日付けを参照のこと。）
- (2) 藤井英彦稿、「国際的会計基準統合の問題点～抜本的見直しを要する包括利益プロジェクト～」，Japan Research Review 2004年3月号 OPINION, <http://www.jri.co.jp/JRR/2004/03/op-finance.html> を参照した。
- (3) アメリカでは、1997年6月に FAS 130 号「包括利益の報告（Reporting Comprehensive Income）」が公表され、「包括利益」の報告をつぎのような3つのうちのいずれかを任意に選択できることとした。
 - 1) 損益計算書の中で、当期利益、その他の包括利益およびその合計額としての包括利益を表示する方法

16 第5巻 第1号

2) 独立の報告書(包括利益計算書)で, 当期利益から始めて, その他の包括利益および包括利益を表示する方法

3) 株主持分変動計算書の中で包括利益を表示する方法

なお, FASB では3) よりも1) または2) を推奨している。

(Cf. FASB, *ORIGINAL PRONOUNCEMENTS ACCOUNTING STANDARDS as of June 1, 2002*, FAS130.)

(4) 大塚成男稿, 「アメリカの会計基準における『その他の包括利益』」, 佐藤信彦編著『業績報告と包括利益』, 白桃書房, 2004年, 6-14頁参照。

(5) 藤井英彦, 前掲稿, 2頁を参照のこと。

(6) 同上稿, 6頁を参照のこと。

(7) この「公共の利益」を含む活動目的について, IASC の定款ではつぎのように規定されている。「(a) 財務諸表の作成・表示に際して準拠すべき会計基準を公共の利益のために設定・公表し, それらが世界の中で承認され, 遵守されることを促進する。(b) 財務諸表の作成・表示に関する規則, 会計基準および会計手続の改善と調和化のために広く活動する。」

(IASC, Preface to Statements International Accounting Standards, *International Accounting Standards 1997*, International Accounting Standards Committee, 1997.)

(8) IASB, *International Financial Reporting Standards incorporating International Accounting Standards and Interpretations*, International Accounting Standards Board, 2003, P. 1.

(9) IOSCO では, その組織の活動目標としてつぎの4項目を挙げている。

①公正かつ効率的な市場を保持するために, 国内外の次元で市場のより実効性のある規制を確保するよう協調を図ること。

②国内市場の発展を促進するため, 各国当局の経験に関して情報交換すること。

③国際的な証券取引に関する基準および効果的な監視を確立するため各国の努力を結合すること。

④基準の厳格な適用および違反に対して効果的な執行を行うことにより, 市場への信頼を確保するための相互援助を提供すること。

(IOSCO, Objectives and Principles of Securities

Regulation, about IOSCO, March 2004, <http://www.iosco.org/about/>)

(10) IASC が成立する社会経済的な背景を分析していく過程で, 当時の為替変動相場制という新経済政策が多国籍資本にもたらした影響は, 外貨換算会計基準のみならず会計基準の国際的統一化の動向に大きな変化をもたらしたと推察するに至った。この点についての詳細な検討は別稿に期したい。

この当時の新経済政策については, The Commission on International Trade and Investment Policy, *United States International Economic Policy in an Interdependent World*, July 1971 ならびに George P. Shultz and Kenneth W. Dam, *Economic Policy Beyond the Headlines*, Stanford Alumni Association, 1977 を参照のこと。

(11) 藤井英彦, 前掲稿, 4頁。

この点について, 欧州で広がる国際会計基準と米国会計基準の違いを減らすための会計統合計画が動き始めており, 3年後を目処に両者の会計基準の統合を目指すとされている。具体的には, IASB と FASB が大別して 35 項目を統合の対象としており, すでに 4 項目の改定案が発表されている。このような両者の統合が現実のものとなった場合には, EU が 2005 年からの EU 域内企業に国際会計基準をさせるのを受けて, アメリカの SEC も 2007~2010 年に国際会計基準だけで米国での新株や債券発行を認める可能性が大きいといわれている。日本の金融庁は, EU に対して日本が国際会計基準を受け入れる代わりに, EU に日本の会計基準を引き続き認めるよう要請する方針のようであるが, その場合でも現在の日本基準を国際会計基準と合致した形に修正する必要性が指摘されている。(日本経済新聞, 2004 年 1 月 13 日付けを参照のこと。)

(12) Rob Gray, The social accounting project and Accounting Organizations and Society Privileging engagement, imaginings, new accountings and pragmatism over critique?, *Accounting, Organizations and Society* 27 (2002), P. 702.

(13) 大石桂一著, 『アメリカ会計規制論』, 白桃書房, 2001年, 75頁。

(14) Cf. David Solomons, *Making Accounting Policy*, Oxford University Press, New York, 1986, PP. 220-238.

加藤盛弘監訳、『会計原則と会計方針』，森山書店，1990年，251-27頁を参照のこと。

(15) 日本経済新聞，2004年2月14日付け。

(16) 日本経済新聞，2004年3月22日付けを参照のこと。

(17) 日本経済新聞，2003年12月26日付けを参照のこと。

(18) 日本経済新聞，2003年3月9日付けを参照のこと。

(19) 日本経済新聞，2004年3月11日付けを参照のこと。

(20) 藤井英彦，前掲稿を参照のこと。

(21) やはり，同様にこのような英米と日本との経済構造の相違に着眼し，日本が抱えて立つべき会計システムは実現を擁護することであるという指摘が藤井秀樹教授からされている。（藤井秀樹稿，「会計基準

の調和化をめぐる国際的動向と日本の調和化戦略」，『会計』，第163巻第2号，2003年2月，29-30頁を参照のこと。）

(22) 日本経済新聞，2004年3月22日付けを参照のこと。

(23) Institute for National Strategic Studies & National Defense University, *The United States and Japan: Advancing Toward a Mature Partnership (INSS Special Report)*, http://www.ndu.edu/inss/press/Spelrepts/SR_JAPAN.HTM

(24) *Ibid.*, P. 1.

(25) *Ibid.*, P. 10.

(26) *Ibid.*, P. 11.

(27) 日本経済新聞，2002年10月24日付けを参照のこと。